

## 債権法改正に関する要望について

2014年5月21日  
経団連 経済基盤本部

## 1. 検討の経緯

2009年11月 法制審議会民法（債権関係）部会設置  
2011年5月 中間的論点整理公表、パブコメ実施  
2013年4月 中間試案パブコメ実施  
2013年7月～ 第三読会の審議

⇒部会での審議、パブリックコメントに対する意見において、一貫して、民法に「約款」に関する規律を導入することに反対の意見を表明。

## 2. 「約款」の規律の民法への導入に対する考え方

- ◆ 約款が用いられている取引の安定性に疑義が生じているとは認識していない。約款をめぐる争いはもっぱら個々の条項の当否であり、約款そのものの法的拘束力についてではない。
- ◆ 国民生活にとって重要性が高い約款については、既に各種業法によって取引に応じた形で慎重かつきめ細かく規律がされている。
- ◆ 対消費者との取引については既に消費者契約法による規律の枠組みが存在。

現在、消費者庁の「消費者契約法の運用状況に関する検討会」において、法施行後10年以上が経過したことを踏まえ、改正を要する具体的な立法事実があるかについて、裁判例や相談事例を参考に検討がなされているところ。

- ◆ 仮に約款に関する紛争が生じているのであれば、当該取引の具体的な態様、生じている問題点に着目して、具体的な立法事実に即して特別法によって対応を検討したほうが問題の解決に資する。

私人間の取引一般を規律する民法に一般的抽象的に約款に関する規律を設けることに反対。

### 3. 現在審議中のその他の論点について

- ◆ 公序良俗（民法第 90 条）に関する規定のうち、「暴利行為」の規定の明文化については、規定の文言次第では濫用的な主張を招き、円滑な取引を阻害する恐れがあることから、従前どおり、公序良俗違反の解釈に委ねるべき。
- ◆ 法定利率のうち、「中間利息控除」の論点については、損害賠償実務に無用な混乱を招かぬよう、法定利率と切り離して、別途規定を設けるべき。
- ◆ 双方の責めに帰することの出来ない事由によって債務を履行することが出来なくなった場合についての「危険負担」の規律（民法第 536 条 1 項）については、両債務が消滅するという民法の基本的な原則を表すものであり、維持すべき。
- ◆ 契約で前提とした事情に変更が生じた場合の当事者間の利害調整のために「事情変更の法理」が存在することは認めるが、極めて例外的な場合にのみ適用されることが明確にされない限り濫用的な主張がなされる恐れがある。従前どおり、信義則等の解釈に委ねるべき。
- ◆ 動機の錯誤の一類型として相手方が事実と異なることを表示した場合に取消しの規律を設ける「不実表示」の規律を設けることについては、機会主義的に取消しの主張がなされ、取引の安定を損ね、自由で活発な取引を萎縮させる恐れがある。既に、消費者契約法の不実告知の規定や景品表示法の不当表示に関する規律があることから、重ねて民法に規律を設けるべきではない。

以 上